

随意契約理由書

1 随意契約に至る経緯

信号機改良等工事（第11回）については、交差点等47箇所の交通安全施設の更新等における工事である。令和7年5月21日に条件付き一般競争入札として公告し、同年6月12日に開札したが、入札参加者（23者）のうち、辞退者（8者）及び最低制限価格未満の入札者（15者）であり、有効な落札候補者がいなかったことから入札取止めとなった。

2 随意契約理由

(1) 道路管理者と共同で進める事業計画への支障

本案件の再公告を検討したが、入札手続を行うためには一定の時間を要することから、本案件で工事を行う交差点の事業計画を見直す必要がある。再公告を行った場合、本工事の工期末は、令和7年10月28日であったものが、令和7年12月9日以降となる。

その影響により、10月末までに工事を完了しなければならない交差点の工事が遅れることとなり、既に道路管理者と共同で進めている事業計画に多大な悪影響を及ぼすことになる。

(2) 信号灯器LED化整備計画への支障

令和9年度末までに信号灯器で使用している電球等の製造が禁止されるため、今年度末までに信号灯器LED化の更新率を約95%までとする整備計画を策定している。本案件については、47箇所のうち、35箇所がその対象箇所となっており、早期に着手しなければ、年間予定数量を達成することができず、令和9年度末までに府下の信号灯器をLED化することができなくなる。信号灯器のLED化ができない場合、信号灯器がない交差点となり、交通事故の発生が格段に高まることから府民の生命、身体及び財産に多大な影響を及ぼすこととなる。

また、本工事を再公告することによって、今後公告を予定している他工事の工期と重複することになる。同時期に多くの工事を発注した場合には、入札参加者数が少なくなり、競争性を失うことになる。

(3) 府民生活への支障

本案件については、老朽化した信号柱の建て替えや廃止する交差点の工事が含まれており、地域住民等からの要望のもと今年中に工事を行うことで理解を得ているところである。そのため、早期に着手しなければ府民生活に著しい悪影響を与えることとなる。

以上の理由から、早急に契約しなければ契約する機会を失うものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約を行うもの。

以 上